



許可番号第00160044211号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 河西郡中札内村東戸薦東5線155番地

氏 名 有限会社十勝リサイクル
代表取締役 時安 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事

高橋

はるみ



許可の年月日 平成29年 6月21日

許可の有効年月日 平成34年 6月19日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（PH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。）、廃アルカリ（PH12.5以上のもの。）、特定有害産業廃棄物については別紙のとおり。
積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

別紙のとおり。

3. 許可の条件

* * * * *

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 6月21日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(十勝総合振興局)



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙 1)

許可番号 第00160044211号
許可業者の名称 有限会社十勝リサイクル

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉛さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	したものの 産業廃棄物を処分するため処理
含有等する 有害物質の種類														
石綿														
アルキル水銀化合物														
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）														
カドミウム又はその化合物														
鉛又はその化合物														
有機燐化合物														
六価クロム化合物														
砒素又はその化合物														
シアノ化合物														
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン														
テトラクロロエチレン														
ジクロロメタン														
四塩化炭素														
1, 2-ジクロロエタン														
1, 1-ジクロロエチレン														
シス-1, 2-ジクロロエチレン														
1, 1, 1-トリクロロエタン														
1, 1, 2-トリクロロエタン														
1, 3-ジクロロプロパン														
チウラム														
シマジン														
チオベンカルブ														
ベンゼン														
セレン又はその化合物														
1, 4-ジオキサン														
ダイオキシン類														

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。（その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。）

2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。

3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。

4 別記様式26ととじて、割印を押印すること。



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙 2)

許可番号 第00160044211号

許可業者の名称 有限会社十勝リサイクル

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

施設の種類 保管場所 1

設置場所 河西郡中札内村東戸萬東6線167番地5
面 積 3. 36 m²
種 類 ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
保管上限 1. 6 m³

施設の種類 保管場所 2

設置場所 河西郡中札内村東戸萬東6線167番地5
面 積 0. 81 m²
種 類 ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの。）
保管上限 0. 68 m³

施設の種類 保管場所 3

設置場所 河西郡中札内村東戸萬東6線167番地5
面 積 0. 81 m²
種 類 ・廃酸（pH2. 0以下のもの。廃バッテリーを含む。）
保管上限 0. 38 m³

施設の種類 保管場所 4

設置場所 河西郡中札内村東戸萬東6線167番地5
面 積 1. 0 m²
種 類 ・廃アルカリ（pH12. 5以上のもの。）
保管上限 0. 4 m³

施設の種類 保管場所 5

設置場所 河西郡中札内村東戸萬東6線167番地5
面 積 1. 46 m²
種 類 ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラウム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。）
保管上限 0. 6 m³

以下余白。